

新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）
及び新規上場申請のための四半期報告書の適正性に関する確認書

平成 30 年 11 月 9 日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 宮原 幸一郎 殿

会 社 名 株式会社ツクイスタッフ
代表者の 代表取締役社長
役 職
氏名（署名） 三宅篤彦

当社の代表取締役社長である三宅篤彦は、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）及び新規上場申請のための四半期報告書に不実の記載がないものと認識しております。

1. 新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）及び新規上場申請のための四半期報告書の作成にあたり、「企業内容等の開示に関する内閣府令」、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」等の関連法令に基づき、全ての重要な点において適正に記載されていることを確認しております。
2. 新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）及び新規上場申請のための四半期報告書の作成にあたり、業務分担と責任部署が明確になっており、適切な業務体制が構築されております。
3. 毎月開催されている定例取締役会及び必要に応じて開催されている臨時取締役会において、重要な経営情報及び業務執行状況等を適切に報告されるとともに、重要な経営事項に関する審議及び意思決定が行われております。
4. 監査等委員である取締役は、取締役会その他重要な会議への出席、監査等委員監査の実施、日常の情報収集等を通じて、取締役の意思決定及び取締役会の職務執行が適正に行われていることを確認しております。
5. 当社では代表取締役社長の直轄組織である内部統制室が内部監査を行っており、内部監査担当者は、監査及び報告の独立性を確保した上で、内部管理体制の適正性及び有効性を継続的に監査しており、指摘事項及び改善事項等について、その結果を代表取締役社長へ報告しております。
6. 会計監査人である有限責任 あずさ監査法人による監査において、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）及び新規上場申請のための四半期報告書の記載内容について、重要な指摘事項がないことを確認しております。

以上